

保険料の免除制度と納付猶予制度

国民年金制度は、保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することにより保険料の全額または一部の納付が免除されます。

●(審査対象者)・・・本人・配偶者・世帯主
●(承認期間)・・・保険料の納付期限から2年を経過していない期間
※審査は7月～翌年6月で行います。

◎**免除制度の手続きをする**と
平成30年度の保険料は、16、

住 民 税 務 課 ☎ 0994-22-3039
住 民 生 活 課 ☎ 0994-25-2511
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

- ① 全額免除の場合 430円
 - ② 4分の3免除の場合 保険料4,090円
 - ③ 半額免除の場合 保険料8,170円
 - ④ 4分の1免除の場合 保険料12,260円
- ◎**免除されると将来の受給年金額は**
- ① 全額免除の場合 受給資格(あり)2分の1
 - ② 4分の3免除の場合 受給資格(あり)8分の5
 - ③ 半額免除の場合 受給資格(あり)8分の6
 - ④ 4分の1免除の場合 受給資格(あり)8分の7
- ◎**納付猶予制度の手続きをする**と
50歳未満の第1号被保険者(50歳になる月の前月まで)
●(審査対象者)・・・本人・配偶者
*年金額には反映されません。
- ◎***学生の方は、学生納付特例制度の対象となります。**(年金額には反映されません。)
*海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・納付猶予の申請はできません。

お知らせ

新春書初めのご案内

新春書初め会を次のとおり開催します。書き上げた作品は1月20日から27日まで町文化センターに展示します。お気軽にご参加ください。

- 日時 1月5日(土)午前9時～正午(受付：午前8時30分～)
- 場所 町中央公民館 体育館
- 講師 書家 田貫独心 先生
- 対象者 5歳以上(保護者同伴)～大人まで
- 参加費 1,000円(紙、墨汁代、諸経費)
- 締切 12月27日(木)まで
- その他 道具は準備しますが、自分の道具を使う場合は持参ください。

●問合せ 教育委員会
☎ 0994・22・0517

交通事故相談所が実施する出張相談について

鹿児島県交通事故相談所では、大隅地域振興局において定期的な出張相談を行っています。12月と1月の相談は次のとおり実施する予定です。相談は無料。

- 日時 12月27日(木)、1月10日(木)、24日(木)
- 午前10時30分から午後2時

(受付は午後1時30分まで)

- 場所 大隅地域振興局1階
- 申込方法 事前予約
- 問合せ 県交通事故相談所
☎ 099・286・2526

あなたも里親になってみませんか？

里親とは、さまざまな事情により家族と暮らすことができなかった子どもを自らの家庭に温かく迎え入れ、愛情と真心を込めて養育してくださる方のことです。県では、子どもの養育に理解と熱意、そして子どもに対する豊かな愛情をお持ちの方を、里親として認定・登録し、保護を必要とする子どもの養育をお願いしています。詳しくは、お近くの児童相談所にお問い合わせてください。

●問合せ 大隅児童相談所
☎ 0994・43・7011

小児救急電話相談

県では、夜間における子どもさんの急な病気やけがなどについて、看護師などが応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「小児救急電話相談」を実施しています。

- 受付時間 平日・土曜日：午後7時～翌朝8時

日曜・祝日・年末年始：午前8時～翌朝8時

●電話番号
#8000番または「099・254・1186」

※ダイヤル式電話・光電話・IP電話および市外局番が「0986」の地域の固定電話からは、「099・254・1186」におかけください。
※あくまで電話相談であり、判断の参考としてもらうための助言となります。

●問合せ 県庁子ども家庭課
☎ 099・286・2763

「観光・ものづくりパワーアップ資金」のご案内

観光・ものづくり産業(観光、自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ、航空機関連産業)における中小企業者の取り組みを応援する「観光・ものづくりパワーアップ資金」があります。融資対象者は、観光・ものづくり産業における取引拡大またはこれらの産業へ参入しようとする中小企業者、観光・ものづくり産業において、認定経営力向上計画や承認地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営む中小企業者です。

●問合せ 県庁経営金融課
☎ 099・286・2946